

令和4年度 滋賀県長浜市『地域おこし協力隊』募集要項

～ 市 北 部 地 域 ～

長浜市の地域おこし協力隊制度について

- ・長浜市地域おこし協力隊は、ミッションに基づいて、隊員自らの意思で自身の活動計画を設計していただき、様々な活動に取り組んでもらう制度としています。
- ・地域おこし協力隊活動のサポート体制として、隊員を支援する団体を設置しており、支援団体は市と連携して相談や情報提供、人物紹介などの各種支援を行っています。
- ・活動については、市や支援団体と相談しながら進め、その中で助言・指導を行っていますが、具体的に「今日はこの作業を行ってください。」といった指示を行うことはありませんので、自分のペースで活動に取り組めます。
- ・地域おこし協力隊活動の進捗確認として、市の担当者と隊員全員が集まる全体ミーティングを毎月行っています。この機会に連絡調整をはじめ、活動報告、様々な相談などを気軽な雰囲気の中で行っています。

長浜市北部地域では
現在、4人の協力隊員
が活躍中！



「自身で設計する活動計画を自主性をもって進めていく」スタイルに
魅力を感じた方に、ご応募いただくことをおすすめします。

1 募集人員

- ・最大4人

2 活動内容（ミッション）

（1）自伐型林業【最大2人】

『ながはまスタイル林業』担い手創出プロジェクト

○内容

- ・長浜市にある多様な山村資源の経済的利用を目指した自伐型林業「ながはまスタイル林業※」に取り組んでいただきます。
- ・任期終了後には地域の自伐林家として自立を目指していただきます。

○想定事例

- ・山村資源の経済的利用
- ・山村資源の経済的な利用に必要な知識や技術の習得
- ・山村資源を経済的に利用する人への支援活動
- ・ながはま森林マッチングセンターと連携した活動 など

○活動地域

- ・長浜市北部地域を中心とする地域



○その他

- ・人工林や里山林の整備、広葉樹、特用林産物等の山村資源の経済的利用（林業ほか）に自ら取り組むとともに、市内で活動する人の支援やネットワークづくりにも取り組んでいただきます。

※ながはまスタイル林業：

「自伐型林業」＋「山村資源を活用した生業」＋「林業以外の生業」による複業型の林業のことです。具体的には、木材生産のほか、特殊伐採や特用林産物の生産販売、森林観光業、狩猟、農業等による複数の収入源を確保することを目指すものです。



(2) 高校魅力化【1人】

『高校魅力化 × まちづくり』プロジェクト

○内容

- ・長浜市最北部に位置する県立伊香高等学校と地域を繋ぐことで、高校の魅力を高め、より良いまちづくりの推進に取り組んでいただきます。
- ・任期終了後には、任期中に構築した関係性を基盤とした起業や就労等により地域での自立を目指していただきます。

○代表事例

- ・高校と地域の連携事業の企画、運営
- ・県立伊香高等学校の魅力発信
(高校HPのリニューアル、SNS、広報誌等による情報発信)

など

※上記のほか、様々な方面で魅力化に関わっていただきます。

○活動地域

- ・長浜市木之本地域を中心とする地域



○その他

- ・具体的な活動内容は、県立伊香高等学校側とも協議したうえで決定し、高校と連携を密にして取り組んでいただきます。
- ・県立伊香高等学校職員室内に、隊員専用の机を用意しています。週に3日程度在中していただきます。



(3) 事業提案型【最大1人】

『夢実現 × 地域活性化』プロジェクト

○内容

- ・応募者自身のスキルや経験、アイデアを活かした価値を創造するプランを提案してもらい、その実現により地域活性化を目指すものです。
- ・任期終了後には、この事業を中心とした自らのビジネスにより地域での自立を目指していただきます。

○想定事例

- ・空き家を活用した民泊事業やワーケーション事業
- ・Webを使った地域資源のブランディング事業
- ・耕作放棄地を活用した体験型農業や農家レストランの運営 など

○活動地域

- ・長浜市西浅井地域を中心とする地域



○その他

- ・具体的な活動内容については、応募者からの提案内容に基づき、相談しながら決定します。



3 募集要件

- (1) 都市地域(条件不利地以外)に在住し、委嘱後に本市に住民票を移すことができる方
※総務省が示す地域要件を満たす必要があります。詳細についてはお問い合わせください。
- (2) 地域おこし協力隊としての活動期間終了後も本市に定住し、起業・就業しようとする意欲を持っている方
- (3) 心身ともに健康な状態で地域活動に意欲を持って積極的かつ誠実に活動できる方
- (4) 普通自動車免許を取得している方
- (5) パソコンの基本的な操作(ワード、エクセル等)ができる方
- (6) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

4 活動日数

- ・原則として、1月当たり16日、124時間以上とします。
- ・ただし、市が認める場合は、活動日数及び活動時間を調整することができます。

5 委嘱

- ・市長が地域おこし協力隊員として委嘱します。
(市との雇用関係はなく、委嘱による私人への準委任契約となります。)

6 委嘱期間

- (1) 委嘱開始予定日は令和4年10月1日以降として、初年度の委嘱期間は委嘱日から令和5年3月31日までとします。その後は両者協議のうえ、年度ごとに委嘱を行い、3年を限度として委嘱期間の延長が可能です。
- (2) 委嘱日は、採用決定後に相談のうえ、調整します。
- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことがあります。
- (4) 産前産後休業及び育児休業による活動中断期間(上限は1年間)が生じた場合は、その期間を限度として両者協議のうえ、委嘱期間の延長が可能です。

7 報償額

- ・月額233,330円

8 待遇・福利厚生・住居など

- (1) 国民健康保険、国民年金に自ら加入し、さらには、活動中の傷害保険等も自ら加入してください。
- (2) 住居はご自身でお選びください。ご希望の場合は空き家バンクを通じてお住まいの候補を紹介いたします。
(賃貸借契約は貸主と借主の個人契約となります。)
- (3) 住居の家賃は活動費からお支払いすることは可能ですが、家電製品や生活用品、光熱水費、通信料、自治会費、引っ越しに係る費用等は自己負担となります。
- (4) 副業を可能としています。
(自立した移住に向けて、複数の収入源を確保できるように、活動に支障がない範囲で副業いただくことは妨げません。)

9 応募手続き

(1) 募集期間：

令和4年5月9日（月）から令和4年6月20日（月）まで

※応募書類は、期間中に長浜市北部振興局まちづくり推進課へ必着のこと。

※応募状況等に応じて、募集期間を延長することがあります。

(2) 提出方法：メール・郵送・持参

(3) 提出書類：

①応募用紙

②応募レポート

③住民票の抄本（本籍及びマイナンバーの記載は不要）

(4) その他：応募にかかる費用は全て応募者の自己負担となります。

提出いただいた書類は返却いたしません。なお、記載された個人情報については選考目的以外には使用いたしません。

10 選考の流れ

※あくまでも予定ですので、前後する可能性があります。

～6/20	応募期間	
6月中	第1次選考	書類選考（条件等形式審査）のうえ、結果を応募者へ文書で通知します。
7/30	第2次選考	現地にて個人面接（プレゼンテーションを含む）、グループディスカッションを実施します。 詳細については第1次選考に合格した方へ案内します。 ※第2次選考にかかる交通費等は個人負担となります。
8月中	選考結果の通知	文書にて通知します。

※選考の経過についてのお問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、選考過程を中止又は延期する場合があります。

11 応募先・お問い合わせ先

長浜市北部振興局まちづくり推進課 地域おこし協力隊担当 担当者：菅谷、富田

〒529-0492 滋賀県長浜市木之本町木之本1757-2

電話：0749-82-5900 Fax：0749-82-3956

E-mail：hokubu-chiiki@city.nagahama.lg.jp